

改定後の手数料等

区 分		金 額	
可燃物用ごみ指定袋	45リットル	1組当たり 530 円 （10枚入り 1組）	
	30リットル	1組当たり 430 円 （10枚入り 1組）	
	20リットル	1組当たり 320 円 （10枚入り 1組）	
	10リットル	1組当たり 170 円 （10枚入り 1組）	
一般廃棄物の自己搬入手数料		10キログラム未満	52 円
		10キログラム以上	100キログラム以内の重量につき 10キログラム当たり 52 円 100キログラムを超える重量につき 10キログラム当たり 157 円
事業系一般廃棄物の自己搬入手数料		10キログラム未満	157 円
		10キログラム以上	10キログラム当たり 157 円
粗大ごみの収集手数料		1点につき	576 円
し尿収集処理手数料		18リットル当たり	245 円
浄化槽汚泥処理手数料		10キログラム当たり	63 円

改定後の手数料等

単独処理浄化槽清掃手数料

区分 処理対象人員 (規格人槽)		全バッキ 式	腐敗式	分離バツ キ式	新構造基準によるもの	
					分離接触 バッキ式	分離バツ キ式
5 人		13, 200円	25, 250円	17, 600円	19, 800円	24, 200円
6 人		—	—	—	22, 000円	26, 400円
7 人		14, 250円	28, 600円	20, 850円	24, 200円	29, 650円
8 人		—	—	—	26, 400円	33, 000円
10 人		16, 450円	33, 000円	26, 400円	31, 850円	38, 450円
11 人以上	15 人以下	20, 220円	38, 650円	30, 070円	37, 400円	49, 970円
16 人以上	20 人以下	23, 680円	45, 470円	38, 030円	47, 980円	63, 070円
21 人以上	25 人以下	28, 390円	52, 280円	45, 880円	58, 770円	76, 160円
26 人以上	30 人以下	32, 050円	61, 390円	53, 850円	67, 680円	89, 250円
31 人以上	35 人以下	35, 620円	68, 300円	61, 810円	78, 360円	104, 450円
36 人以上	40 人以下	44, 000円	75, 120円	69, 670円	89, 050円	117, 550円
41 人以上	45 人以下	47, 450円	83, 600円	77, 630円	97, 950円	130, 640円
46 人以上	50 人以下	51, 020円	91, 040円	85, 480円	108, 640円	145, 930円
51 人以上	60 人以下	59, 500円	100, 990円	97, 220円		
61 人以上	70 人以下	67, 250円	113, 880円	112, 200円		
71 人以上	80 人以下	78, 470円	128, 960円	127, 080円		
81 人以上	90 人以下	86, 330円	144, 050円	143, 630円		
91 人以上	100 人以下	97, 530円	156, 930円	158, 610円		
101 人以上	150 人以下	132, 000円	214, 450円	222, 410円		
151 人以上	200 人以下	174, 220円	283, 280円	295, 640円		
201 人以上	250 人以下	221, 150円	350, 120円	368, 870円		
251 人以上	300 人以下	260, 750円	416, 850円	441, 990円		
備 考	1 作業が著しく困難な場合はこの表の額に100分の20を乗じた額を加えた額とする。					
	2 高度処理の装置を設備したものは管理者が別に定める額を加えた額とする。					
	3 その他特殊なものについては別途協議して定める。					

改定後の手数料等

合併処理浄化槽清掃手数料

区分 処理対象人員 （規格人槽）		清掃 1 回当たりの額		
		基本額	加算額	算定額
20 人以下		3,300 円	引抜き汚泥 18 リットル当たり 245 円を加えた額	〔基本額〕＋〔加算額〕
21 人以上 100 人以下		5,500 円		
101 人以上 200 人以下		7,700 円		
201 人以上 100 人を増すごとに 2,200 円を加えた額				
備 考	1 作業が著しく困難な場合はこの表の額に100分の20を乗じた額を加えた額とする。 2 高度処理の装置を設備したものは管理者が別に定める額を加えた額とする。 3 その他特殊なものについては別途協議して定める。			